

関ヶ原町立小中学校の通学区域、指定学校変更及び区域外就学について
 関ヶ原町教育委員会

関ヶ原町に住む児童生徒の就学に関して、学校教育法施行令第8条に基づき、指定学校変更及び区域外就学についてお知らせします。

◇関ヶ原町立小中学校の通学区域

(「関ヶ原町立小中学校の通学区域を定める規則」より)

学 校 名	自 治 会 名
関ヶ原小学校	山中、藤下、松尾、柴井、西町一、稲荷町、若宮、西町二、陣場野、中町、六反田、新町、公門一、公門二、公門三、公門四、公門五、公門六、東野、中山、東町一、東町二、東町北、野上一、野上二、大高、秋葉、瑞竜、宝有、グリーンフィールド、天満、小池、小関、笹尾、御祭田、池寺、緑ヶ丘、雇用促進住宅、玉東部、玉中部、玉西部
今 須小学校	門前、今須中町、今須西町、門間、竹の尻、新明、貝戸、下明谷、平井、祖父谷
関ヶ原中学校	関ヶ原小学校の通学区域の自治会
今 須中学校	今須小学校の通学区域の自治会

◇指定学校変更並びに区域外就学について

指定された学校への就学を原則としますが、保護者の申し出により、教育委員会との協議により、当該学校に就学することが本人にとって教育上望ましいと判断された場合に、「関ヶ原町指定学校変更事務取扱要項」に則り通学する学校の変更が認められるという制度です。

〔例〕 ＊住所を変更するが、学年末まで今の学校に通学したいとき

＊家庭の事情により住民票の異動は困難であるが、実際に居住している学区の学校へ通学を希望する場合など

＊指定学校変更とは、関ヶ原町に住む児童生徒に対して、定められた通学区域以外の関ヶ原町立小中学校への通学を認める制度です。

＊区域外就学とは、関ヶ原町以外の市町村に住む児童生徒に対して、関ヶ原町立小中学校に通学を認める制度です。

この場合は、住所地の教育委員会との協議が必要となりますので、早めに就学を希望される学校に申し出てください。なお、この逆の場合も同様です。

詳しいことは、教育委員会学校教育課にお問い合わせください。

TEL 43-1289